

規制・制度改革に関する分科会
第二次報告書
(第五分冊)

平成 23 年 7 月 21 日
規制・制度改革に関する分科会

目 次

(第五分冊)

Ⅱ 各府省庁において実施済みの規制・制度改革事項

(グリーンイノベーションWG)

- ① ダム水路主任技術者の取扱いの見直し（一部実施済み）・・・・・・・・・・ 1
- ② 一般家庭の共同設置大規模太陽光発電設備の導入促進・・・・・・・・・・ 3
- ③ 需要家のロードカーブ情報の取扱い・・・・・・・・・・ 4
- ④ 特定電気事業制度の見直し・・・・・・・・・・ 5
- ⑤ 特定供給の関係性の緩和・・・・・・・・・・ 6

(農林・地域活性化WG)

- ① 森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備・・・・・・・・ 7
- ② 森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払方法の改善・・・・・・・・ 9
- ③ 森林集約化等の円滑な推進・・・・・・・・・・ 10
- ④ 森林・林業再生プランの円滑な推進・・・・・・・・・・ 11
- ⑤ 森林所有者の責務の明確化・・・・・・・・・・ 12
- ⑥ 森林簿等の整備・民間利用の促進（一部実施済み）・・・・・・・・・・ 13
- ⑦ 京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成に向けた措置拡充・ 15
- ⑧ 自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化・・・・・・・・・・ 16

(金融分野)

- ① 川下持株会社が子会社とできる範囲の明確化・・・・・・・・・・ 17

(IT分野)

- ① 航空機内における携帯電話の利用制限の緩和・・・・・・・・・・ 18

Ⅲ 各府省と合意に至らなかった項目及び東日本大震災のため継続協議とした項目

※項目名は「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」より抜粋

(グリーンイノベーションWG)

① 民有林における開発許可の見直し①	19
② 事業系一般廃棄物の3R促進	19
③ 一般廃棄物処理業の許可取得の柔軟化	20
④ 企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の促進	20
⑤ 関連性の強い複数排出事業者の連携による3Rの促進	20
⑥ 船舶・鉄道輸送による静脈物流の効率化	21
⑦ 汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化	21
⑧ 広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化	21
⑨ リサイクル品の活用促進①	22
⑩ リサイクル品の活用促進②	22
⑪ バイオマスの利活用促進	22
⑫ 特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含	23
⑬ 処理委託契約書の簡素化	23
⑭ マニフェスト報告制度の適用猶予の再開	23
⑮ 欠格要件の見直し	23
⑯ 廃棄物統計の見直し	24
⑰ 浄化槽の法定検査の見直し	24

(ライフイノベーションWG)

① 医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し	24
② 調剤基本料の一元化	25
③ ICDコーディングの改善と包括医療用病名マスターの編集	25
④ 広告規制の緩和	25
⑤ 医薬品・医療機器の審査業務に係る法的責任の明確化	26
⑥ ユニット型の介護老人保険3施設のユニット定員の緩和	26
⑦ 介護総量規制の緩和	26

(農林・地域活性化WG)

- ① 非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和・・・・・・・・・・ 27
- ② 主体が制限されている農地流動化事業（農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体）等の民間開放・・・・・・・・・・ 28
- ③ 不適正利用農地の改善（特定利用権制度の実効性確保）・・・・・・・・・・ 29
- ④ 農政事務所(旧食糧事務所)業務の民間等への開放の促進・・・・・・・・・・ 29
- ⑤ 国有林野事業の更なる民間委託の促進・・・・・・・・・・ 30
- ⑥ スキー場閉鎖時の課題への対応・・・・・・・・・・ 30
- ⑦ 中小企業の事業承継に係る方策の検討・・・・・・・・・・ 30
- ⑧ 民間事業者によるカジノ運営の解禁・・・・・・・・・・ 31

(人材分野)

- ① 年金脱退一時金制度の見直し・・・・・・・・・・ 31
- ② 在留関係や日常生活上の手続窓口のワンストップ化・・・・・・・・・・ 31

(物流・運輸分野)

- ① 航空輸送事業における外資規制の撤廃・緩和とカボタージュ規制の見直し・ 32
- ② 国内航空運賃設定における運用上の規制の廃止による自由化の徹底・・・・・・・・ 32
- ③ 内航海運事業におけるカボタージュ規制の見直し・・・・・・・・・・ 32

(金融分野)

- ① いわゆる「大会社」等への貸付に対する規制の見直し（貸金業法の見直し）
・・ 32
- ② 企業グループの組織再編に資する規制の見直し
 (3) グループ会社内での事業再編手続の簡素化・・・・・・・・・・ 33

(IT分野)

- ① 道路拡張工事等に伴うケーブル移設工事費用の負担軽減措置・・・・・・・・・・ 33
- ② 共同溝利用時における本管区間以外の利用ルールの整備・・・・・・・・・・ 33
- ③ 市町村合併に伴う市外局番の統合要件の見直し・・・・・・・・・・ 33
- ④ 航空機に搭載された無線装置の他社との貸借について・・・・・・・・・・ 34
- ⑤ 船員無線資格に関する更新手続の簡素化・・・・・・・・・・ 34

(住宅・土地分野)

- ① 区分所有法における団地の一括建て替え要件の緩和・・・・・・・・・・ 34

(参考1)「規制仕分け」の評価結果	35
(参考2)「規制仕分け」における規制・制度改革事項	61
(参考3)「包括的経済連携に関する基本方針」に関連する規制・制度改革	63
(参考4)「日本国内投資促進プログラム」に関連する規制・制度改革	66
(参考5)分科会・WG構成員	70

Ⅱ 各府省庁において実施済みの規制・制度改革事項

（「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」（平成 23 年 1 月 26 日公表）に記載された事項のうち、同年 4 月 8 日に「規制・制度改革に係る方針」で閣議決定した事項を除き、同年 6 月末までに各府省庁において実施済みのもの。）

【グリーンイノベーションWG ①】

規制・制度改革事項	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し (※「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」の内容のうち、一部実施済み)
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム水路主任技術者選任の要件緩和について、平成 22 年 1 月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取りまとめられたとおり、一定条件における選任不要化等の対応を早急に行う。 <平成 22 年度中措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上の水力発電設備については、保安の監督を行うダム水路主任技術者を選任する必要があるが、その外部委託は認められていないため、新規に水力発電事業に参入しようとする小規模事業者等が、実務経験要件が必要な有資格者を確保することは困難な状況となっている。 ○ ダム水路主任技術者選任の要件緩和については、平成 22 年 1 月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取りまとめられたとおり、一定条件における選任不要化等の対応を早急に行うべきである。 ○ 加えて、当該対応を行ってもなお、ダム水路主任技術者の選任を必要とする規模の発電設備を有する事業者につき、有資格者の確保が困難な場合があることから、当該事業者が小水力発電の適切な維持管理を行えるよう、ダム水路主任技術者の外部委託化を可能とするべきである。 ○ 更には、有資格者の増大のためにも、一定の講習等による免状交付を認めるなどの措置も検討するべきである。

規制・制度改革の 実施状況	<ul style="list-style-type: none">・ 一定の要件（ダムがなく、発電出力が 200kw 未満等）を満たす未利用エネルギーを活用した小型の水力発電設備及び汽力発電設備については、ダム水路主任技術者の選任が不要となるよう、「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年経済産業省令第三号）を平成 23 年 3 月 14 日に公布・施行する等の措置を行った。【実施済み】
------------------	--

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	一般家庭の共同設置大規模太陽光発電設備の導入促進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会(買取制度小委員会)等において、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等については、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、自家消費があることを要しない全量買取方式での買取りを新たに導入する方向で検討し、結論を得る。 <平成 22 年度中検討・結論>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、一般家庭が居住の用に供する家屋については、太陽光発電設備を導入した場合、余剰電力はプレミアム(48 円/kWh)で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。 ○ したがって、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とすべきである。
規制・制度改革の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記の規制・制度改革については、買取制度小委員会において検討が進められ、「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」(平成 23 年 2 月 18 日)において、自家消費があることを要しない全量買取方式での買取りを新たに導入する方向で結論を得た。また、経済産業省では、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」を第 177 回通常国会に提出している。【実施済み】

【グリーンイノベーションWG ③】

規制・制度改革事項	需要家のロードカーブ情報の取扱い
規制・制度改革の概要	<p>① 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、需要家の電力使用量情報(時間帯別のロードカーブ情報)について、個人情報保護、セキュリティ確保等に配慮した電気事業者による開示ルールの整理など、情報の取扱いに関する方向性について検討し、結論を得る。<平成22年度中検討・結論></p> <p>② あわせて、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等について、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け(当該事業者は電気事業法の対象外である等)の明確化を図る。 <平成22年度中措置></p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 需要家の電力使用量情報(時間帯別のロードカーブ情報)については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱いが明確化されていない。</p> <p>○ 省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備の在り方について検討を行う必要があるとされているところ。</p> <p>○ また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け(電気事業法の取扱い等)の明確化が必要である。</p>
規制・制度改革の実施状況	<p>① スマートメーター制度検討会報告書(平成23年2月28日公表)において、電力使用量情報は個人情報に該当し、現行の個人情報保護制度上の対応に基づいた適切な対応が求められる旨、明記した。【実施済み】</p>

	② 同報告書において、エネルギーマネジメントサービスについては電気事業法の対象外であることを明記した。【実施済み】
--	---

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	特定電気事業制度の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる等、特定電気事業制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、平成 23 年通常国会に電気事業法改正法案を提出する。 <平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第平成 23 年通常国会へ法案提出>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定電気事業制度については、平成 7 年の制度改革以降で当該制度を利用した事業者が僅か 6 社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度では、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。 ○ したがって、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる制度とすべきである。
規制・制度改革の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気事業者が、送配電ネットワークを経由して再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、託送制度を整備する「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案」を第 177 回通常国会に提出した。【実施済み】

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	特定供給の関係性の緩和
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすこと等、特定供給制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。 <平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。 ○ 電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。
規制・制度改革の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすことについては、制度環境小委員会にて検討され、「中間取りまとめ」（平成 23 年 2 月 16 日）にて制度の柔軟化について確認された。【実施済み】

【農林・地域活性化WG ①】

規制・制度改革事項	森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林情報の整備を促進する観点から、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるように、平成23年通常国会に森林法改正法案を提出する。 <p style="text-align: center;">＜平成23年通常国会へ法案提出＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林法は、国や地方自治体に森林の整備及び保全に関する目標等につき、地域森林計画・市町村森林整備計画等（「森林計画等」）を策定するよう求めているところ。国や地方自治体は、森林計画等の策定・実施のため、森林の資源調査や境界調査、生物多様性の保全に関する調査等を行って森林情報を整備しており、当該調査には国や地方自治体の職員だけでなく、業務委託を受けた民間事業者も従事するようになっている。 ○ 一方、森林法第188条第2項では、国や地方自治体の長は、法律の施行上必要があるときは「当該職員」に他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行わせることができる、と定めているが、業務委託を受けた民間事業者はこれに含まれていない。 ○ このため、国や地方自治体から業務委託を受けた民間事業者は、他人の森林を避けて大幅な回り道をしたり、調査対象の森林にたどり着くことができずに離れた所から双眼鏡等を使って調査したりせざるを得ないといった事態が生じ、森林情報の整備に大きな障害となるとともに、民間への業務委託による行政のスリム化をも妨げている。 ○ なお、測量法では「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」に、道路法では「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者」に、法律上必要がある時は、一定の要件の下で他人の土地に立ち入ることを認めている（測量法第15条、道路法第66条）。

	<p>○ したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。</p>
<p>規制・制度改革の実施状況</p>	<p>森林法の一部を改正する法律案（平成 23 年法律第 20 号）が平成 23 年 4 月 15 日に成立し、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えることとしたところ。【実施済み】</p>

【農林・地域活性化WG ②】

規制・制度改革事項	森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払方法の改善
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理・環境保全直接支払制度導入後の事業者間の公正な競争を確保する観点から、所有者が施業を委託する事業者を自由に選択できるように、直接支払いの補助金について、所有者本人が施業の責任を持つ場合には、所有者本人に直接支払われる制度とする。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度第 1 四半期までに措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっており、今後、補助金の支払先は森林施業計画（将来は森林経営計画）の作成者となる方向である。 ○ 計画を作成する一方で作業班を持つ森林組合を交付金の支払先とした場合、森林組合による事業の抱え込みが生じ、他の林業事業体との公平な競争環境の確保及び効率的かつ質の確保された林業事業体の育成や新規参入の促進につながらないおそれがある。 ○ したがって、当該制度導入後の事業者間の公正な競争を確保する観点から、直接支払いの補助金の交付窓口について、所有者本人が施業の責任を持つ場合には所有者本人の口座に直接入金し、その上で所有者が事業者を選択し、施業委託を可能とする制度とすべきである。
規制・制度改革の実施状況	平成 23 年度から始めた「森林環境保全直接支援事業」では、補助金の支払先を申請書作成者と定め、申請の作成等、所有者が施業の責任を持つ場合には、所有者本人に補助金が直接支払われるように規定したところ。【実施済み】

【農林・地域活性化WG ③】

規制・制度改革事項	森林集約化等の円滑な推進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、共有又は一定規模の経営体であることを前提として、複数経営体による計画の共同作成を認めることについても検討する。 <p><森林法改正法案成立後計画制度の詳細について検討の上、同改正法の施行までに結論></p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。 ○ しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共同所有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。 ○ したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。
規制・制度改革の実施状況	森林法の一部を改正する法律案（平成23年法律第20号）が平成23年4月15日に成立し、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が森林経営計画を共同で作成できることとしたところ。【実施済み】

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	森林・林業再生プランの円滑な推進
規制・制度改革の概要	・ 森林・林業再生プランの円滑な推進を図る観点から、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図る。＜平成 22 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成 23 年度当初予算の対応ができない。（この場合は事業期間が短くなる。）また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。 ○ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。
規制・制度改革の実施状況	森林・林業再生プランに基づく具体的な施策の内容を、平成 22 年 11 月 30 日に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として取りまとめるとともに、予算措置の内容と併せ、地方説明会の開催等を行い、円滑な事業の執行体制の整備を図ったところ。【実施済み】

【農林・地域活性化WG ⑤】

規制・制度改革事項	森林所有者の責務の明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化の推進に当たっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保するために、森林法等で森林所有者の義務を明確にする。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年通常国会へ法案提出＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により義務付けられている。 ○ 森林・林業基本法には、「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されているが、間伐の適正な実施、大規模な皆伐の防止及び伐採後の植林に係る義務などの森林整備に関する規定がない。 ○ したがって、森林法等で森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進に当たっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。
規制・制度改革の実施状況	森林法の一部を改正する法律案（平成 23 年法律第 20 号）が平成 23 年 4 月 15 日に成立し、森林所有者が無届伐採を行った場合の罰則の強化等、森林所有者の義務を明確にしたところ。【実施済み】

【農林・地域活性化WG ⑥】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>森林簿等の整備・民間利用の促進 (※「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」の内容のうち、一部実施済み)</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランの実現には、施業集約化の促進に向けた所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、地方公共団体が、林地所有者に関する必要な情報を固定資産課税台帳から得られることを周知する。 <平成 23 年度中措置>
<p>所管省庁</p>	<p>総務省、農林水産省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地籍調査が未了の山林が多い上に、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられていることから、地方自治体が森林に関する情報を適時に収集できないなど、森林の実態把握や整備等に関する計画の策定時に手間取ることが多い。 ○ 納税義務者の確認については、地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、地方自治体が森林簿等に反映させるために情報を知り得るためには、法的根拠が必要とされているところ。なお、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報の提供を受けることは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは現実的ではない。一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第 191 条により規定されている地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立に当たって活用されているが、法的発出根拠が不明朗のままである。 ○ また、森林簿等は、林業施業者等の施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取扱いに従って適切に扱われる必要があり、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示しているため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。 ○ 地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、森林簿

	<p>をきちんと整備し、適切に施業を行う林業事業者等に公開することは、国土保全に資するものである。</p> <p>○ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備をすべきである。</p>
<p>規制・制度改革の実施状況</p>	<p>平成 23 年 4 月 22 日に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第 20 号）の第 191 条の 2 において、都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のために内部で利用することができる旨及び関係する地方公共団体の長その他の者に対して森林所有者等の把握に必要な情報を求めることができる旨が規定され、当該規定は公布日に施行されたところであり、このことについて、同日、都道府県に対し周知を行った。</p> <p>これにより、固定資産課税台帳（地方税法上の守秘義務に反しない範囲）のほか、不動産登記簿、国土利用計画法に基づく土地売買の届出等に記載されている森林所有者等に関する情報を円滑に把握することが既に可能となっているところである。【実施済み】</p>

【農林・地域活性化WG ⑦】

規制・制度改革事項	京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成に向けた措置拡充
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度から始まる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐について、早急な対応が困難な地域（計画的に搬出間伐を行う施業集約化の取組が行われていない地域）においては、間伐量を確保するために必要な措置を講じる。＜平成 23 年度第 1 四半期中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度から始まる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。
規制・制度改革の実施状況	「森林環境保全直接支援事業」の対象とならない、面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難な森林所有者の森林については、除伐等により一定の間伐量を確保するため、平成 23 年度から「環境林整備事業」を新たに創設し、それらのニーズに対応したところ。【実施済み】

【農林・地域活性化WG ⑧】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から指定を受けない景観形成や観光開発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に失われている状況を踏まえ、自治体や地域の視点から様々な文化資源（文化財、文化遺産）をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保存・活用を図るため、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討する。 <平成 22 年度検討・結論>
<p>所管省庁</p>	<p>文部科学省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画行政や景観行政に比べて地方分権が遅れている文化財保護行政においては、戦前から伝統的な指定を主な手段とするトップダウンの文化財保護施策（少数優品主義）が継続しており、景観形成や観光開発に重要な役割を果たすべき文化財未満の文化遺産が全国で約 10 年の間に 2 割程度失われている。 ○ 平成 19 年の文化審議会企画調査会の報告において、保護法の改正により、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることが提案されたが、同時期に国交省・農水省・文化庁の共管による「歴史まちづくり法」が施行されたため、上記調査会報告の趣旨の一部が同法に吸収され、文化財保護行政の地方分権が曖昧なままとなっている。 ○ 個々に展開してきた文化財保護行政、景観行政、観光行政、教育行政等を、地域が描く一つの将来目標像に向けて統合的に展開することで魅力的な地域・都市空間の形成と豊かな暮らしの実現、さらに地域間及び国家間の交流の推進、地場産業の 6 次産業化などが期待でき、経済効果は甚大である。
<p>規制・制度改革の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）において、「歴史文化基本構想」を位置づけ、周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用について明記したところ。【実施済み】

【金融 ①】

規制・制度改革事項	川下持株会社が子会社とできる範囲の明確化
規制・制度改革の概要	・ 保険会社が保険業法第 106 条第 1 項 1～4, 8, 9号に規定する会社を子会社とする持株会社を子会社とできることを明確化する。〈平成 23 年度措置〉
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 新成長戦略のⅦ金融戦略 2 (2) 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大 において、「保険会社が海外不動産投資や外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討」との記載があるところ、保険会社が海外の保険会社を傘下に持つ持株会社を買収することが可能となることを明示することにより、さらに、保険会社の積極的な海外進出を促すべき。
規制・制度改革の実施状況	・ 保険会社の子会社である持株会社（川下持株会社）が子会社とすることができる会社については、保険業法第 106 条第 1 項第 14 号の規定のとおり、保険会社が子会社とすることができる会社と同様であり、同項第 1 号～第 4 号、第 8 号及び第 9 号に掲げられている会社についても、子会社とすることは認められている旨、「国民の声」提案に関する検討要請に対して回答(平成 23 年 2 月公表)したところ。【実施済み】

【IT ①】

規制・制度改革事項	航空機内における携帯電話の利用制限の緩和
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性に係る技術的な検証や諸外国での規制の在り方を踏まえ、航空機の地上停止中における携帯電話の使用に関する規制の見直しについて、検討し結論を得る。 <平成 22 年度 検討・結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	○ 技術的な検証の結果、安全性に問題がないことが確認された場合には、告示の改正を行うとの国土交通省回答の早期実現を求めたい。
規制・制度改革の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上停止中（搭乗後すべての乗降口が閉ざされるまでの間、及び、乗降口のうちいずれかが開かれた時から降機するまでの間）の携帯電話等の使用については、航空機の運航の安全に支障はないと確認できたことから、「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」（国土交通省告示第 287 号）を平成 23 年 3 月 18 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日より地上停止中の携帯電話等の使用が可能となったところ。【実施済み】

Ⅲ 各府省と合意に至らなかった項目及び東日本大震災のため継続協議とした項目

（各府省と合意に至らなかった規制・制度改革事項及び東日本大震災のため継続協議とした規制・制度改革事項について、「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」（平成23年1月26日公表）から抜粋した。下記の「規制・制度改革の概要（案）」は、本分科会としての意見である。）

【グリーンイノベーションWG ①】

規制・制度改革事項	民有林における開発許可の見直し①
規制・制度改革の概要（案）	・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず民有林における設置を柔軟に認める方向で、許可のあり方を見直すとともに、関係者へ周知徹底すべきである。

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	事業系一般廃棄物の3R促進
規制・制度改革の概要（案）	・ 木くず及び紙くずについて、産業廃棄物の業種指定を撤廃すべきである。

【グリーンイノベーションWG ③】

規制・制度改革事項	一般廃棄物処理業の許可取得の柔軟化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理計画を厳密に定めることが難しい事業系一般廃棄物の処分業に関する柔軟な許可取得が妨げられている実態がある場合には、国が当該自治体に事実上の改善勧告を行うことなどによって、その改善に努めるべきである。その第一歩として、事業系一般廃棄物処分業の許可についての実態調査を行うべきである。

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループ企業内や同一敷地内における一体的な事業など、サプライチェーンと工場敷地内で発生する廃棄物について、責任の所在が明確である場合には、事業を一体とみなすことによって、自ら処理を可能とするべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	関連性の強い複数排出事業者の連携による3Rの促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビル、ショッピングモール、商店街など、複数の事業者が一定エリアにおいて事業活動を行っている場合等、廃棄物の排出管理が共同で行われている場合、契約締結に関し、管理契約または委任状等の方法による委任により、ビル維持管理会社等が一括して自らの名義において委託契約等の事務を行うことが可能であることを周知徹底する。

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制・制度改革事項	船舶・鉄道輸送による静脈物流の効率化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 船舶や鉄道など、駅および港湾を拠点として貨物を広域移動する輸送手段について、収集運搬の許可を不要とするべきである。</p> <p>② 船舶・鉄道による廃棄物の輸送について、その運行経路及び輸送に係る安全性が確保されている場合には、最終的な積卸地でマニフェストの収集運搬終了確認を行うことを前提に、当該区間は処理委託契約書およびマニフェストを不要とすべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道処理施設および浄水施設に付随する脱水施設については、これらの管理者によって一体的に管理されていることから、廃棄物処理法を適用しないよう取扱うべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑧】

規制・制度改革事項	広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく、収集運搬の委託を貨物利用運送事業法に基づく許可を有する事業者に行う場合は、貨物利用運送業者に変更がなければ、その契約先運送業者の変更認定および変更届の適用除外とすべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑨】

規制・制度改革事項	リサイクル品の活用促進①
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ガラスカレット、鉄鋼スラグ、硫黄、再生採石、熔融スラグなどの運搬や利用および輸出が困難であるものについて、一定の品質基準への適合性を条件に、廃棄物の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬、利用及び輸出を可能とするべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	リサイクル品の活用促進②
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥をリサイクルした改良土について、一定の品質基準への適合性および施工現場における適切な使用を条件に、廃棄物処理法の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬および利用を可能とすべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑪】

規制・制度改革事項	バイオマスの利活用促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスについて、再生可能エネルギーとしてなど、一定の条件下で適切に利活用される場合については、運用の標準的ガイドラインを国が策定することによって、現状自治体毎に様々である取扱いを統一化すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑫】

規制・制度改革事項	特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含
規制・制度改革の概要（案）	・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた場合、産業廃棄物の処理も同様に行うことを可能とするべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑬】

規制・制度改革事項	処理委託契約書の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	・ 電子マニフェストが排出事業者の契約書をも兼ねるようにすべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑭】

規制・制度改革事項	マニフェスト報告制度の適用猶予の再開
規制・制度改革の概要（案）	・ マニフェスト報告制度について、適用の猶予を再開すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑮】

規制・制度改革事項	欠格要件の見直し
規制・制度改革の概要（案）	・ 優良事業者については、政令指定使用人のうち、支店長および継続的に契約締結権限を有する者のいる事業所の代表者は欠格要件から除外すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	廃棄物統計の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物排出・処理状況調査において、①汚泥を脱水処理施設から排出された状態で集計する、②動物のふん尿を統計から除外する、③現実に排出されていない廃棄物を除外した数値も併記することによって、産業廃棄物として排出されている実態を明確化すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑪】

規制・制度改革事項	浄化槽の法定検査の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法に基づく法定検査と民間の維持管理会社に委託されている保守点検とに重複感が生じていることから、検査期間の延長、保守点検・清掃結果等の提出による簡略化、民間の事業者による実施や手続きの代行を認めるなど、法定検査の在り方を見直すべきである。

【ライフイノベーションWG ①】

規制・制度改革事項	医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険におけるリハビリについては、治療の継続により状態の改善が期待できる場合の他、悪化を防止し、機能を維持することが必要で、かつ期待できると医師が判断した場合も日数制限なく受けられることが必要であるため、次期診療報酬改定で日数制限を撤廃することを検討する。

【ライフイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	調剤基本料の一元化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬局の調剤基本料は原則 40 点であるのに対して受付回数 4,000 回超・特定医療機関からの集中率 70%超の薬局は 24 点となっているが、患者にとってその質的な差は認められないため、次期診療報酬改定で調剤基本料を 24 点に一元化することを検討する。

【ライフイノベーションWG ③】

規制・制度改革事項	ICDコーディングの改善と包括医療用病名マスターの編集
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ DPC/PDPS の請求の際に参照する ICD コードにおいて、「症状発現」の ICD コードが設定漏れの疾患について補足・修正し、システム設計者を含む専門委員会等で構成を検討した上で、「包括医療費算定用病名マスター」を作成する。

【ライフイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	広告規制の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関の広告規制について、ポジティブリスト方式を改め、原則自由化する。 ② 医薬品等適正広告基準の第 3 の 5 「医療用医薬品等の広告の制限」を削除する。

【ライフイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	医薬品・医療機器の審査業務に係る法的責任の明確化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療機器の承認審査において、現行法の範囲で審査機関及び審査官が負うべき責任を整理・明確化するとともに、審査官個人が過大な責任を負うものであるかどうかを含め、その責任範囲の在り方の検討に着手する。

【ライフイノベーションWG ⑥】

規制・制度改革事項	ユニット型の介護老人保険3施設のユニット定員の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険3施設におけるユニットについて、1ユニット12～15名程度の定員まで認めるべきである。

【ライフイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	介護総量規制の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の自由な選択に資するという観点から、一定以上のサービスの質及び事業者間の適正な競争環境が保たれることを前提に、長期的には介護総量規制を撤廃すべきであり、当面、有料老人ホームなど特定施設における規制は撤廃し、現在の需給不均衡を是正すべきである。

【農林・地域活性化WG ①】

規制・制度改革事項	非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none">・ 果汁の最終製品の品質規格について、加熱・非加熱にこだわることなく、安全・衛生の確保に必要な範囲に限定したうえで明確にし、わかりやすく開示すべきである。あわせて、非加熱果汁のボトリング・販売等について、どのように衛生管理を行えば「総合衛生管理製造過程承認制度」における承認を受けられるかを明確かつ具体的に示すべきである。

【農林・地域活性化WG ②】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>主体が制限されている農地流動化事業（農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体）等の民間開放</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>① 農地信託事業、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となれるようにすべきである。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。）</p> <p>② 農地流動化事業以外の制度についても、「非営利性」を根拠に農協および連合会にのみに一定の機能を持たせる、あるいは委託できるという合理性のない制度設計※を見直しすべきである。</p> <p>※ たとえば、以下が該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 第 2 条第 2 項第 1 号に規定される資金（農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの）の貸付業務（同法第 11 条）。 ・ 農業協同組合が推薦した理事または組合員が就任する、農業委員会の「選任による委員」（農業委員会等に関する法律第 12 条）。

【農林・地域活性化WG ③】

規制・制度改革事項	不適正利用農地の改善（特定利用権制度の実効性確保）
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正利用農地の低減を図るため、以下のような観点から、特定利用権制度の実効性確保に向けた手続き等を見直すべきである。 ※一定の要件に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す ②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする ③適正に農地を利用しなかった者に対し農地ならではの優遇措置（インフラ・税金等に係る費用の軽減）の廃止 等

【農林・地域活性化WG ④】

規制・制度改革事項	農政事務所(旧食糧事務所)業務の民間等への開放の促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ① 米トレーサビリティ法等に基づく米穀の流通監視業務の効率的な遂行ができるよう、業務内容の簡素化を図り、一定の要件を満たした民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。 ② 併せて、農政事務所が行っている統計調査等の業務についても、同様に、積極的に民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。

【農林・地域活性化WG ⑤】

規制・制度改革事項	国有林野事業の更なる民間委託の促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の創意工夫・競争により、更なる国民負担軽減を図る観点から、間伐事業等の実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般を一括して民間委託する一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表すべきである。

【農林・地域活性化WG ⑥】

規制・制度改革事項	スキー場閉鎖時の課題への対応
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全の観点から、収支赤字の中、原状回復に係る多額のコスト負担を回避するため止むを得ず存続している国立公園内のスキー場の円滑な閉鎖を可能とするため、稼働状況、経営状況等の実態調査を行った上で、原状回復コストをより長期に亘って負担することを可能とするなど、原状回復義務を弾力的に運用する方策について、検討すべきである。

【農林・地域活性化WG ⑦】

規制・制度改革事項	中小企業の事業承継に係る方策の検討
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の親族外事業承継について、経営者の個人保証の承継及び株式の取得に係るものを含め、資金調達等に係る課題について実態調査を行った上で、必要な方策について検討し、結論を得るべきである。

【農林・地域活性化WG ⑧】

規制・制度改革事項	民間事業者によるカジノ運営の解禁
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、当面はカジノ利用者を外国人に限定するという方策も含め、関係府省の連携の下、検討すべきである。

【人材 ①】

規制・制度改革事項	年金脱退一時金制度の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険法の改正を含めた年金に関する新制度の創設にあわせ、年金脱退一時金の上限を、現行の36か月から、入管法改正に伴い一度に付与される在留期間の上限となる60か月に変更する。

【人材 ②】

規制・制度改革事項	在留関係や日常生活上の手続窓口のワンストップ化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> 新成長戦略に記載のある「研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」の観点から、例えば法務省が浜松市等に設置しているワンストップ型相談センターのような窓口を、高度外国人材の多い地域に限定し常時あるいは定期的に臨時設置し、在留資格変更・更新といった入管手続きや住民登録・各種証明書申請等の日常生活上の手続きを、よりスムーズに短時間に行うことについて検討し、結論を得る。

【物流・運輸 ①】

規制・制度改革事項	航空輸送事業における外資規制の撤廃・緩和とカボタージュ規制の見直し
規制・制度改革の概要（案）	・ 航空輸送事業における外資規制の撤廃・緩和及びカボタージュ規制の見直しにつき、検討し結論を得る。

【物流・運輸 ②】

規制・制度改革事項	国内航空運賃設定における運用上の規制の廃止による自由化の徹底
規制・制度改革の概要（案）	・ 本来届出制度である国内航空運賃につき、割引運賃の制限による運用上の規制を廃止する。

【物流・運輸 ③】

規制・制度改革事項	内航海運事業におけるカボタージュ規制の見直し
規制・制度改革の概要（案）	・ 内航海運事業におけるカボタージュ規制の見直しにつき、検討し結論を得る。

【金融 ①】

規制・制度改革事項	いわゆる「大会社」等への貸付に対する規制の見直し（貸金業法の見直し）
規制・制度改革の概要（案）	・ 貸金業法について、借り手属性による基準を設け、その基準を満たす借り手のみを対象に融資する貸し手に対して参入規制や行為規制を緩和する事を検討し、結論を得る。

【金融 ②】

規制・制度改革事項	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (3) グループ会社内での事業再編手続の簡素化
規制・制度改革の概要(案)	・ 同一保険会社グループ内において組織再編を行う場合には認可制から届出制に緩和することを検討する。

【IT ①】

規制・制度改革事項	道路拡張工事等に伴うケーブル移設工事費用の負担軽減措置
規制・制度改革の概要(案)	・ 起因者が道路管理者側である道路拡幅工事などに伴うケーブル移設費用は、道路管理者側が負担する方向で、検討し結論を得る。

【IT ②】

規制・制度改革事項	共同溝利用時における本管区間以外の利用ルールの整備
規制・制度改革の概要(案)	・ 引き込み管を自ら設置できない場合においては、既存の引き込み管を利用する以外の手段がなく、共同溝の本管区間の利用を促進するためには必要不可欠であるとの観点から、当該事後入溝ルールについて、検討し結論を得る。

【IT ③】

規制・制度改革事項	市町村合併に伴う市外局番の統合要件の見直し
規制・制度改革の概要(案)	・ 電話番号の統合要件における同意書(町内会単位、商工会単位)の提出等が困難な場合は、行政長(市町村長)の要望書のみで統合可能かどうか、検討し、結論を得る。

【IT ④】

規制・制度改革事項	航空機に搭載された無線装置の他社との貸借について
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生時など緊急対応が必要な際に限定し、他社との無線装置及びその部品の融通を可能とすべく、個々の部品及び装置で予め規定するのではなく、事後的な変更申請（報告）で済むよう、制度の柔軟化について、検討し結論を得る。

【IT ⑤】

規制・制度改革事項	船員無線資格に関する更新手続の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の三電通の資格の更新の際は、乗船履歴確認にのみ限定するなど、更新手続きの更なる簡素化について、検討し結論を得る。

【住宅・土地 ①】

規制・制度改革事項	区分所有法における団地の一括建て替え要件の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化社会への対応、都市再生等の観点から、区分所有法における団地内建物の一括建替え決議要件のあり方について、関係省庁と連携して総合的に検討を行う。

ワーキンググループ A

A-1 訪問看護ステーションの開業要件

評価者のコメント

- 安全が問題であれば自由診療でも1人看護も禁止すべき。規制は大規模化という産業政策が主目的と理解。
- (保険適用対象としての)1人開業自体は認めた上で、安全面を確保するための要件を付加(人員基準以外)大規模化を促すようなインセンティブを作るべき。
- 民間の自由・創意工夫を活用していくためには、安全面で問題ない限りはサービス提供を認めるべき。
- 需要抑制は一律禁止(自由診療は事実上の禁止)でなく、保険料の負担などで図るべき。
- そもそも人員基準に合理性があるのか?ない。(規制目的を達成するために他の手段があるのではないか。)
- 企業の形態とサービス提供形態は別のもの。
- 1人開業は許可し、安全性等、事後調査をおこない、継続について再度検討しては。
- 上記の診療所、多機能事業所については看取り率などのしきい値を設けて、一定以上であれば認めてもいいのでは。データとして在宅支援診療が併設する訪問看護ステーションをやめた例が何件くらいあるのか調査した方がいい。近年医療法人の訪問看護ステーションが増えていない理由を調査すべき。
- 一人開業は認めないという規制の論理的根拠が不透明。
- 全てが24時間対応である必要はない。連携のシステムを構築し多様なニーズに対応する多様な供給制度を作るべきではないか。
- 2.5人が産業政策だったという回答だった(厚生労働省からは1人ではかえって供給が減るという回答・指摘もなかった)。安全安定の要件として1人に下げることがいけないかという論点については、夜間対応の面でも管理者が中心になっているという実情をふまえての回答もなかった。また、医師の指示やケアマネの依頼がないとサービスが供給されないことから、一人開業をすることによって劣悪なサービスが提供されることもないということが分かった。
- 訪問看護の人手不足がさげられる中、地域において、個人のニーズに応えたいとする看護師の開業を妨げる正当な理由はない。
- 本日の説明ではステーション運営の継続性、安定性が、本規制の大きな趣旨とされていると受けとめたが、本規制の存在が逆に安定性を阻害している(2.5人要件を下回った場合のように)点に、行

政目標達成の手段としてベストではない印象を持った。

- 議論が「1人開業を認めるべき」に偏っているので冷静に判断したいと思います。産業政策よりも安全が第一。夜間診療の問題ではなく2.5人によるチェック機能は必要。

WGの評価結果

改革の方向性：

一定の要件の下で一人開業を認める

留意点：

24時間対応において近隣の医師等との連携を進めるということ等を要件とすべき

とりまとめ内容

一人開業をみとめない、熱意ある看護師の開業を妨げる正当な理由は見あたらないため。

また、議論の中で在宅看護、訪問介護をどのように進めていくべきかということについては、厚生労働省からは曖昧な答えしかなかったため、道筋をきちんと描いた上で、どのようなサービスを提供するかということについても明確にしていくべき。

ワーキンググループ A

A-2 医薬品及び医療機器の審査手続

評価者のコメント

- 医薬品、医療デバイスのシーズプロジェクトが欧米に比べ大きく遅れをとっていることは大きな問題。厚労省、PMDA だけの問題でなく、企業の開発体制の改変、医学界の関わり方の改変を含め総合的な改善に向けての取り組みが必要だ。
- 薬事法の解釈で新しい分野に対応するのではなく、新しい法律を作ることで対応することが必要である。
- 審査と開発を一体的に行い国際的にも先行して医療用品を開発して行くという方向に諸外国が変化している以上、日本もその時代に対応する審査手続に規制を改変する必要がある。
- 新分野への優先審査が従来のカテゴリーに本当に含まれていると言えるのか。客観性を持つ仕組み（第三者的な判断、評価の仕組み）が必要といえる。
- 製薬会社の開発・上市戦略について十分に研究・把握してから、研究開発が進むための政策、PMDA の審査のあり方について再検討をするべきでは。
- 日本は「海外と同じような規制を実施している」では不十分な国であることを認識し、国民の健康・安全を守るという使命を、前向きに果たしていく必要がある。
- 現実の問題としてラグが生じている。何が問題か抽出するためには、第三者が評価すべき。特定の第三者でなく、データを公開すればいろんな研究者が勝手に研究してくれると思う。
- PMDA(≡厚労省)が申請企業に対して絶大なる権限を持ち過ぎている。権力に対するチェックが不可欠。審査基準の明確化、手続きの透明化、判断に賛同しないときの手続きを確保する必要あり。
- 岡野先生の指摘にもあった通り、大学の学部編成のあり方、医学部と工学部の縦割りの問題等を解消すべき。また、薬を審査できる人材を大学で育てるべき。

WGの評価結果

改革の方向性：

審査手続の一層の明確化、透明化を図る。

留意点：

審査手続だけでなく、医薬品、医療機器の開発、承認のあり方全体を検証する必要がある。

とりまとめ内容

従来の薬事法を見直し、開発の在り方から、また医学の臨床の在り方、姿勢を含めて、法の運用の仕方を根本的に改善し、見直す必要がある。

PMDA の有為な人材の獲得に向けた就業規則の見直しも含めて改善を図る。

ワーキンググループ A

A-3 一般用医薬品のインターネット等販売規制

評価者のコメント

- どんな工夫をしても副作用を100%予測することはできないことを前提に、安全性を確保する考え得る措置を行って、郵便等の販売を工夫する。
- 対面販売は、より精度を上げるために「おくすり手帳」のようなものを配布し、その人が服用している薬について、医療用医薬品も含めた薬歴がわかる手帳の普及が必要。そういう取り組みをして、対面販売のレベルを上げることが必要。
- 個人の認証、初回購入時に禁忌疾病・状態の有無の確認、症状が改善しない場合の対処法等の提示を行い、ネット・電話等での販売は許可すべき。当然ながら事後評価の結果で禁止すべき、とのリスクが明らかなら再度禁止してもかまわない。
- 安全、安心な医薬品の販売という大きな目的から、「ある薬を販売する際に具体的にどのような説明、確認が求められるか」という具体的な目的を政策決定し、それがインターネットでも確保できるかという順序で考えてほしい。ネットにおける規制の実効性確保の話は、それとは別にしっかり検討すべきである。
- 東洋医学と西洋医学は異なるので薬の分類も分けるべき。
- 不法、不適切なインターネット販売の取締りの厳格化が必要。
- 業者の届出制、要件の明確化、患者・顧客の把握、使用状況の確認、副作用発見状況の確認等の条件を付すことにより、「現状よりは国民にとって安全な」販売状況が生まれるように思う。
- 対面販売、インターネット販売、郵便販売等の状況調査を行っていないのが不思議であり、異常である。
- 対面とインターネットの違いではなく、本当に安全、安心を担保する措置を考える。つまり、適正な販売方法は、適正なプロセスを守ることである。
- 「対面か非対面」ではなく、「服用者本人にいかに十分な情報提供等を行うか」が大切。
- 対面・非対面合わせて新たな販売ルールを作ることが必要。「購入者＝服用者」とは限らない。
- 違反事例を「インターネット性悪説」に置きかえるのは正しくない。
- 一般医薬品にかかる郵便等販売にかかる禁止規定の禁止のための合理的な理由は聞けなかった。

WGの評価結果

改革の方向性：

安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外についても薬局・薬店による郵便等販売の可能性を検討する。

留意点：

上記検討の結論が得られるまでの間、経過措置を延長する。また、第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。

とりまとめ内容

現に、これまでどおりの方法で医薬品を入手できなくなり、困っている消費者が存在することは事実であり、一方で、対面販売の方が安全性が高いとする根拠は必ずしも明らかにならなかったと考える。対面か非対面かの二分論ではなく、むしろ、薬の内容や場合に応じ、安全、安心に医薬品をどう円滑に消費者に届けるかという観点から丁寧に検討を行うべきと考える。

ワーキンググループ A

A-4 マンション投資への悪質な勧誘

評価者のコメント

- 宅地建物取引業法と特定商取引法との間に隙間ができないようにする。
- 現実に苦情件数が増加している。
- 駅頭でのキャッチセールスの事例等に対応する為、宅建業法のクーリングオフの対象を拡大する。
- 名前・目的を告げない勧誘はそもそも怪しいので、このケースはたまたまマンションが商品であるけれども宅建法だけの問題ではない。消費者への啓発が大事。
- 勧誘業者と販売業者が異なる場合、規制の隙間ができない措置を講じるべき。
- 行政処分の対象となるような事例について、現状回復の措置を行うような制度の導入の検討。
- ほとんどの宅建業者は適切な商行為を行っている。規制の強化により一部の悪質業者を排除することで、優良業者の営業活動が円滑にできるようにすべき。
- 契約締結前の行為規制やクーリングオフの拡大は、必ずしも取引の安定性を損なうものとは考えられないのではないか。
- 不動産取引においても、営業が一部に悪質化・巧妙化しているので、宅建業法においても行為規制については特定商取引法と同等の規定を定めなければならない。
- 販売業者と勧誘者が分離する場合への対処をしっかりと行っていただきたい。
- クーリングオフについては、制度変更の前提となる事実関係をしっかり調査することが必要。不動産取引の安定性という重要な反対利益を考えると、拙速に規制の変更を行うことは危険である。クーリングオフについて、不動産取引の安定がクーリングオフ拡大によりどのように害されるのかは、国土交通省において具体的に検討してほしい。
- 新たな規制を加えるためには十分な裏付けが必要なので、国民生活センター等を含めてクーリングオフの具体的な必要性を事実をもって示すことが重要。
- 販売業者と勧誘業者が別になっているケースについては両罰の可能性を含めて規制の抜け道を残さないようにすべき。

WGの評価結果

改革の方向性：

契約締結前の行為規制、契約締結後の消費者保護規定の充実を含め、法的措置について検討する。

留意点：

省令、通達で可能な措置は早急に行う。法的措置については、実態把握の上、取引の安定性にも考慮して検討する。

とりまとめ内容

契約締結前の行為規制については、業務改善の指示、業務停止、免許取消の前提となる規制であるので、規制内容を明示する必要がある。また、明示すれば、業者・業界への行政指導の際にも省令の内容により行為規制の態様を明確にすることになり、更に効果が強くなる。

契約締結後については、現行規定（宅地建物取引業法第 37 条の 2）については、キャッチセールスを想定していなかったとの国土交通省の回答であった。しかし、現実にキャッチセールスなどで長時間事務所に閉じ込められたケースが消費者センターに上がってきている。消費者センターに上がってきている事例をきちんと把握した上で、法改正（クーリング・オフなどの契約の効力にかかわる規定の改正）を検討する必要がある。

また、行政処分が行われた場合の私法上の効果についても、事実上の推定が活用されることも期待される。

ワーキンググループ A

A-5 貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取

評価者のコメント

- 特商法の目的を改正して訪問買取の類型を加えることができれば理想的。クーリング・オフの規定をどうするか要検討。
- 法的措置を検討する場合は、指定商品制も検討の必要ありと思われる。
- 特商法改正を前向きに検討すべきである。
- 古物に当てはまらない物も取引の対象となるので、古物営業法の改正では難しく、特商法の改正を検討すべき。ただ、クーリング・オフについては、すでに処分された場合、譲受人に所有権が移転している場合もあるため、法的効果については十分に検討をする必要がある。
- 実態の把握も未だ十分でなく、そのうえ、現行法制上可能なことも十分に答がでていない。
- 法的措置を講じる場合には、民事上の効力が必要だと思われる。
- 当面は、消費者安全法等現行法でできる措置を講じるものの、明らかな隙間事案だから、対策のための法的措置を早急に検討すべき。
- 法改正を可及的に速やかに行うとともに、現行法で可能な措置をすべて尽くすことが重要。
- 特商法の個別規定をどう調整するかは後日十分に検討。
- 特商法を軸に新たな法規制の導入を早期に行う。

WGの評価結果

改革の方向性：

被害実態を早急に把握の上、現行法制上可能な措置を講じる。その一方で、法的措置についても早急に検討する。

留意点：

被害実態の正確な把握に努める。

とりまとめ内容

被害実態を早急に把握し、消費者への啓発活動等現行制度上可能な措置を講じるべき。

また、法的措置については、特定商取引に関する法律の改正を軸に検討をすべき。具体的には、同法に訪問買取の類型を加えるとともに、クーリング・オフの規定を導入するか否かなどについて検討する。

ワーキンググループ A

A-6 パーソナル・サポート・サービス推進上の諸課題

評価者のコメント

- 「パーソナル・サポート」という新しい言葉で語られているが、本来行うべき「個人の救済」について、官が民と共働して行う古くから続く問題を、組織の肥大化などから生じてきた障害を、あらためてこの時代に新しい問題として顕在化させたという点を、あらためて意識として共有する必要がある。
- 国が分権により自治体に交付する財源は自由にしている。そのため、国があるべきと思う方向については、補助金としてコントロールすることはできなくなってきた。だからこそ、パーソナル・サポートのベスト・プラクティスについては国がその詳細の情報を収集して公開することが必要。
- 官と民の共働の際には、①共同で会計を執行できる共働的な主体（法人格など）を作れないかを検討すべき②何を共働してやるのかという「議論をする場」を官民で共同して持てるような仕組みを検討すべき（やること＝仕様の決定）③以上の2点を実現するために官が民を「上から委託する存在」として見るのではなく「フラットに並列に共に共働していく存在」として見るができるように文化を変えるべき。
- パーソナル・サポート・サービスを民間に委ねていくにあたって、自治体（官）が単なる発注者になるのではなく、NPO等パーソナル・サポート・サービスを行っている民間団体からの提案型に移行しなければならないと思う。国は、その方向を促せる取り組みを行う。委託において、自由度を高めた委託事業とするのは国と違って自治体の長の問題だから、できるのではないか。
- パーソナル・サポート・サービスのほとんどが自治事務にかかることだから、手立てを講じるにしても「促す」ということにとどめなければならない。
- 「新しい公共」の具体的な内容について、国民の意識が共有できるよう努力する。無縁社会は従来の公共サービスが想定外の新たな問題である。これを国の政策として解消を目指すとするれば、契約や情報の扱いについて、新たな制度の設計がなければならない。
- 国民のコンセンサス形成に努力する。新たな課題に対する最適な制度設計を行う。
- 上記にあたっては、個人情報の保護等とのバランスに配慮する。
- 個人情報の取り扱い方についてNPO法人と情報共有をどのように進めていくのか。また委託契約を結ぶ場合、随意契約と一般競争入札、どちらがふさわしいのかが課題。
- 制度が先か人が先か？マンパワーが足りないなら人材育成と予算の問題。制度であれば地方分権の時代に国レベルで何ができるのか？
- 「新しい公共」ないし本日のテーマであるパーソナル・サポート・サービスは今までのように国、地方のレベルで行ってきた事業を民に「委託」するものではないことをまず認識すべき（実際、パーソナル・サ

ポート・サービスは家族や村が担ってきた役割であり、国や地方が本来的に行うものではない。

- 現場でパーソナル・サポート・サービスを担う人々の実感を中心に今必要なサービスを特定し、それをNPOがやるべきなのか自治体がやるべきなのかをまず議論すべき。その上で、人とカネをどこから出すかという(重要だが)テクニカルな論点に移るのでは。
- パーソナル・サポート・サービスの内容について地方が理解を深め、自治体として自ら担うのか民に委ねるのか判断してもらってはどうか。自治体としてやる気がないなら国が民と考えていくしかない。
- 今までの国から自治体へ予算を流す仕組みの延長で「新しい公共」は正面から実現できないのでは。国の予算・会計制度全体の問題では。

WGの評価結果

(課題の抽出等)

・公的な仕事を、官だけでなく、意欲と能力のある民間に開放していくことができないか。公務員と民間が一緒になって、協働して課題を解決していくことができないか。こうした趣旨から、パーソナル・サポートという重要な施策を取り上げ、課題について議論を行った。

・この議論により抽出された、具体的な指摘やアイデアは、留意点とともに、パーソナル・サポート・サービス制度構築において、検討委員会で十分に掘り下げた議論がされることを期待したい。

とりまとめ内容

公的な仕事を、官だけでなく、意欲と能力のある民間に開放していくことができないか。また、公務員と民間が一緒になって協働で課題解決ができないか。これにより、国民満足度の向上と、行政の効率化につながるのではないか。こうした趣旨から、パーソナル・サポートという重要な施策を取り上げ、課題について議論を行った。その結果、次のような課題が抽出された。

まず、課題の1点目として、官と民が一緒に協働して、政策を作ったり、課題解決ができるかという点が挙げられる。

これについては、政策プロセスや契約をする段階において、官民が対等の関係に立って、協働することが必要ではないかというご指摘も頂いた。その際、民間団体の適格性についても検討することが必要であるとの意見もあった。

課題の2点目として、行政の窓口運用の課題が挙げられる。

これについては、パーソナル・サポート推進の一方で、かえって、行政の縦割りが温存されることのないよう、硬直的な窓口運用を廃して、あと一歩手を差し伸べることで、困った方の負担を軽減されることを期待したい。そして、それぞれの担当者が、パーソナル・サポートの重要性を認識し、可能な限り、早期支援に努めることも期待したい。

課題の3点目として、官民の情報や解決策の共有の連携が挙げられる。

行政機関や地域社会は、困窮者支援に有効な多くの情報を持っていることから、プライバシー保護に万全を期しつつ、早期の支援のため、可能な限り情報を共有することが必要ではないか。議論の中にも出てきた、地方公共団体の窓口や社会福祉協議会等による先進的な取り組みは、ベスト・プラクティスとして、是非とも広まることを期待したい。

以上の指摘やアイデアは、留意点とともに、パーソナル・サポート・サービス制度の構築において、検討委員会で十分に掘り下げた議論がされることを期待したい。

ワーキンググループB

B-1 リチウムイオン電池の取扱規制

評価者のコメント

- リチウムイオン蓄電池が危険物であり、消防庁が現在まで安全性確保のために努力してきたことは評価すべき。しかし、リチウムイオン蓄電池の重要性を考えれば、これに特化したきめ細かな規制を考えるのは不可欠。危険物として取り扱うか扱わないかという1-0の発想ではなく、現在の技術水準をふまえて、より適切な規制をつくっていく発想が必要ではないか。
- 業界、民間事業者と十分話し合いをすることで、新しい知恵が生まれてくる可能性、安全性を損なわず規制を合理化する知恵が出てくるのではないか。
- 過去15年間、国内の実情、海外の制度を全く調査していないのは、規制当局の姿勢として問題。民間事業者との十分な連携も必要。
- 電気自動車元年となる今年、時代に即した規制を見直し、世界をリードする安全規制とすべき。
- 諸外国との比較も重要であるが、リチウムイオン電池の世界シェア1位の日本が「安全基準」作りでも世界をリードする必要がある。
- リチウムイオン電池の製品が検査を終えた後に貯蔵施設に保管される取扱規制が有るため国民が受ける利便に比べて、規制が無かったことにより国民が損失を被る可能性は小さいのではないか。保管コスト、国産工場が海外移転する雇用リスク等を総合すると、あらゆる規制を国民負担の視点から見直すべきである。
- リスクを検討する上で現実的に発生する確率について経済社会、技術水準の変化を前提に合理的に見直して欲しい。

WGの評価結果

改革の方向性：

リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証

し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。

留意点：

- ① 安全性の確保は大原則である。（電解液の危険性については留意する。）
- ② 合理的な範囲で、どの様な規制が望ましいかを検証する必要がある。
- ③ 事業者との対話が必要である。また、関係省庁との連携も密に深める必要がある。

とりまとめ内容

・議論のポイントは「平成8年の消防庁通達に基づき、電池内部で使用されている電解液が引火性液体であるとして、製品としての電池の安全にかかわらず一律に危険物扱いとなっている。平成8年以降の技術的進展を勘案したものとはなっていないのではないか」という点にあった。

・消防庁のこれまでの調査結果と研究結果等は発言いただいたが、海外の事例調査及び現在の火災等の事例調査はまだ十分とは言えないということも明らかになった。

・電解液そのものは引火性の危険物である。しかしながら、それを使用したリチウムイオン電池については、平成13年の国連勧告、平成20年の電気用品安全法に基づく技術基準の適用により、安全性が向上している。

・世界トップレベルの技術を持つこの分野における我が国の競争力を強化し、世界をリードして行くためにも、技術の発展に伴い、適時適切に規制を見直すべきであるとの結論に至った。

ワーキンググループB

B-2 我が国酪農の競争力強化のための見直し

評価者のコメント

- 生乳価格の安定は酪農の競争力強化の大前提である。
- 今後、乳製品の高付加価値化を促進するように生産者の製品開発意欲を刺激する方向で規制の方向性を考えて欲しい。メーカーと生産者団体の交渉というより生産者自身への製品の多様化へのインセンティブを増加することを考えて欲しい。
- 牛乳価格が昭和55年と同水準(現在)。酪農生産者の未来を拓く視点から、市場開拓を図る多様化戦略が必要。
- 暫定措置法が当分の間(数十年)続いているが、時代に合わせた見直しも必要。
- 指定団体制度は現状では季節変動を受ける酪農家の収入安定化には大きく資するものと判断した。当初は私も指定団体の増加は競争力の向上になると考えたが、価格決定力をスーパー等が持つ現状の中では、細分化は価格低下の方向へふれる可能性が高いと判断した。ただし、農林水産省側には、多様な乳製品の創発推進の仕組みを、別のスキームで検討していただきたい。
- 乳業メーカー600社が乱立しているとのことだが、公正な競争原理が働くことを前提に、本当に消費者に受け入れられる製品開発が生き残り成長の当たり前の原理原則。指定生産者自身より付加価値の高い生乳をメーカーに売り込む術を持つべき。

WGの評価結果

改革の方向性：

(1)全量委託制度

全量委託の例外拡大について検討する。

- 共同実施方式の導入

- 上限の緩和

(2)指定団体制度

意欲ある団体が指定団体となれるよう、指定団体の多様化を検討する。

留意点：

- ①価格安定は競争力強化の大前提。
- ②生産者自身の製品多様化へのインセンティブを付与。
- ③時代に合わせた制度の見直しが必要。

とりまとめ内容

とりまとめ結果については、全量委託制度を原則廃止するが 1 名、見直しを行うが 6 名、見直しを行わないが 1 名となった。

まず、論点整理で申し上げたポイントは、一つは価格の安定、それと同時にインセンティブ、創意工夫をどうやって高めていくか、その両立を目指していくことが酪農にとっては非常に重要な観点であるとの論点整理を行った。

全体の留意点では、一点目は、生乳の価格安定は競争力強化の大前提であること、二点目は、生産者自身が製品多様化へのインセンティブを付与し、その方向性を担保すること、三点目は、そのために時代に合わせた新しい制度の見直しが必要であるということである。

そのうえで、全量委託制度については、8 名のうち 6 名が例外を拡大するとした。内容としては、共同実施方式の導入、さらには上限(1日1トン)の緩和をしていくという方向のなかで、全量委託の原則の必要性を否定するものではないが、例外を拡大していくということ。

指定団体については、8 名のうち 5 名が、意欲ある団体が指定団体になれるよう、指定団体の多様化を検討する、検討方法についてはこれから議論が必要であるとの考えである。これについては、集約化と多様化とのバランスをどのようにとっていくのかということについて、今後検討していただきたいということである。

ワーキンググループB

B-3 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準

評価者のコメント

- 農地の量を確保する、農作物の生産高を確保する、この2点が最終目的である。時代と共に基準が変わることが前提。
- 農地転用規制の厳格化を運用において図るべきである。
- 植物工場自体は政策の中で正当に位置付けるべき。
- 用途が農業であるのであれば、でき得る限り容易な手続により野菜生産が行われるような規制見直しが望まれる。
- 六次産業化法の趣旨に則り、経営体が生産から加工までのライン設定をしないと採算が難しい。作業効率の改善につながる支援として位置づけるべき。農用地内に進出をもくろむ経営体も地元農地所有者の意向は当然尊重する筈。
- 現状では制度改正の必要を感じない。今回のテーマ設定自体が不適切。植物工場そのものに踏み込んだ議論をしなければ、結論が見えにくい。
- 耕作放棄地が約38万 ha ある危機的状況を解決するためにも、新たな技術を採用した野菜生産施設などを積極的に活用すべき。

WGの評価結果

改革の方向性：

簡易型のビニールハウスで全面コンクリート貼りのときに、農地扱いを検討する。

農地扱いに関するルール・基準を明確化に向けて検討する。

留意点：

農業の六次産業化に向けて農地の確保と生産高の向上は重要。

植物生産施設の扱いについて、大きな政策の中でどのように位置づけられるか検討。

とりまとめ内容

とりまとめ結果としては、見直しを行うが6名で、見直しを行わないが2名となった。見直しを行う6名の内訳は、分科会提案どおり見直しを行うが1名、ビニールハウスで全面コンクリート貼りのときに農地扱いを検討するが4名、農地扱いに関するルール基準を明確化すべきが3名。

見直しの方向では、ビニールハウスの全面コンクリート貼りにおいて、巨大工場ではない、簡易型のビニールハウスでは農地扱いとなるよう検討いただきたい。また、農地扱いに関するルール・基準を、農林水産省において明確化に向けて検討してもらいたい。

その際の留意点では、農業の6次産業化に向けて、農地の確保、生産高の向上が重要であることは、共通認識となった。さらに、植物生産施設の扱いについても大きな政策の中でどのように位置づけるか検討いただきたい。

日本の農業は大きな転換点にある。農地について現行制度を基本に何か改善できることはないか、「食と農林漁業の再生実現会議」の中でもしっかり考えてほしい。

ワーキンググループB

B-4 認定農業者制度

評価者のコメント

- 農地生産性向上のため、農地の合理的集約につながる仕組みを再検討⇒基準の明確化(・厳格化)
- (提案)生産調整やめる→(米の供給量増大)→作る自由→主業農家に限り米価下落分補償→借用地農地増大→集約の進展→コスト削減
- 認定事業者制度の効果について、マクロ的ミクロ的な精査が必要(これが不十分なので議論が空転する)。その上で、もっとも効果のある支援策についての検討と重点的实施を行う。
- 個別ケースのPDCAの徹底を。
- ビジネスとして展開するモチベーションを外的にいかに担保するかが課題。
- 計画を認定することは事後の実情分析をその達成に対する阻害要因を明確にし政策的対応につなげて欲しい。
- 担い手育成、農地の集約の本来の目的に合った支援メニューも見直すべき。特に土地集約。
- 認定農業者制度の必要性は否定しない。この制度の運用改善が必要であるというのが前提。

WGの評価結果

改革の方向性：

PDCA サイクルの再構築、審査基準の見直し、集積に向けた取組みの支援策の強化といった具体策について、早急に検討を行い、より意欲のある農家にとって有益な制度となるよう見直しを行う。

留意点：

認定農業者制度が重要な制度であること自体は共通認識。

とりまとめ内容

とりまとめ結果については、8名全員が見直しを行うとした。そのうち、「規制・制度改革に関する分科会(中間とりまとめ)通りの見直しを行う」が、3名、その他が5名。その他の中身は、「審査基準の見直し」、「PDCA サイクルをより明確にする」、「集約のための取組みをする」といった内容である。

認定農業者制度は重要な制度であるということ自体は共通認識を得られた。その上で PDCA サイクルの再構築、審査基準の見直し、また集積に向けた取組みの支援策強化といった具体策について早急に検討を行い、より意欲のある農家にとって有益な制度となるよう見直しをしていただきたい。

なお、本 WG においては分科会とりまとめにおける「主業農家」について65歳以上も含むものとして議論したことを付言する。

ワーキンググループB

B-5 再生可能エネルギーの導入に関する規制(保安林・国有林)

評価者のコメント

(保安林)

- 再生エネルギーの重要性について、配慮した見直しが必要。
- 公益目的に関してより具体的な判断基準を示した上で規制を実施すべきと思われる。また、公益上問題があるとするのなら、その内容をより明確にして申請を却下すべきものとする。
- 保安林として機能していない林野があるかどうか、まずは精査する必要がある。
- 公益性について各法での定義を整理し、適用できる事業者を拡大すべき。
- また、技術的側面(科学的側面)からの規準の再検討も必要と考える。
- 風力発電、地熱発電等で保安林の指定解除を事前協議する場合に、一定の基準値が無ければ、ケースバイケースで全国都道府県で温度差が出る可能性が避けられない以上、手順を定め、様式を整備し受け付けた上で、十分な審査を行い、結論を出す仕組みに改めるべきである。
- 保安林の必要性・機能は重要。保安林の精査が必要。
- 保安林が原則的に守られなければならないことであることは前提として認める。CO₂削減、再生可能エネルギー推進の「公益」は近年大きくなってきているはず。
- 林野庁は、現在まで規制の合理化に一定の努力をしており、この点は評価すべき(国有林のシートも同じ)。保安林の保護が重要であることは、論をまたない。しかし CO₂削減にも大きな公益性を有しており、バランスのとれた対応が重要。再生可能電源であれば無条件で開発が認められるべきといっているのではない。ガイドラインによってより合理的で効果的に森林保全と再生可能電源開発を両立させるべき。「十分な担保」を林野庁から積極的に出すべき。資源エネルギー庁の担当部局とも話し合いながら、より合理的で効率的なルールに改めるべき。

(国有林)

- 電気に色はついておらず、売り先を規制するのは合理性がない。例えば JEPX への売却がより公益性が低いという発想はおかしい。競争条件をゆがめるという側面があることを考えるべき。
- 土地収用法、電気事業法が改正されなくてもできることと、改正すれば更にできることを区別すべき。
- 売り先規制を土地収用法に合わせなければならない必然性はない。

- 他省庁の規制強化がなければ規制改革が進まないというもおかしい。
- 国家全体の電気需要を考えれば、公共性は広く認めるべき。通知行政については、社会の変化を反映させるべき。
- 再生可能エネルギーそのものに公益性を認めるべき。
- 経営悪化した国有林野事業の救済策として、国有林の「保安林化」は安易である。
- 電気事業法、土地収用法と森林法の整合性主張よりも、国としての再生可能エネルギーによるCO₂削減の方が国益としては重要ではないか。

WGの評価結果

(1)保安林

改革の方向性：

中間とりまとめの通り、

保安林における許可要件について、

- ① 保安林の指定目的や指定状況の再精査が必要
- ② 保安林指定解除要件の見直しが必要
- ③ 許可要件に関するガイドラインの策定が必要

(2)国有林

改革の方向性：

通達における国有林野の貸付要件について、

- ① 地方自治体の基本構想への位置づけは、

地方自治体の「同意」でも可能とする。

- ② 売電先規制については、PPSまで含めて撤廃する。
- ③ 再生可能エネルギー発電に附属するエネルギー供給事業についても、特段の条件は付けずに貸付対象とする。

（保安林・国有林共通）

留意点：

保安林と国有林の公益性を否定するものではない。特に保安林のもつ水源涵養機能や災害防止機能には十分な配慮が必要。

同時に、再生可能エネルギーを導入することとの公益性と比較衡量が必要。

とりまとめ内容

留意点にあるとおり、再生可能エネルギーの公益性と、保安林・国有林の公益性の比較衡量が必要。

保安林・国有林の公益性そのものについては、十分に考慮していかなければならない。

ワーキンググループB

B-6 電気自動車の急速充電器の設置に係る電力契約の 規制

評価者のコメント

- 「一需要場所」につき「一需給契約」の原則は維持することは大前提。
- 急速充電器に限っての複数契約を可能にすることは合理的結論であり、評価できる。
- その他EVの促進について、さらに様々な施策を検討していただきたい。
- 自動車以外(急速充電器以外)の複数契約の可能性についても中期的に検討すべきか？(経済政策、国民の利便性向上のため)
- EV普及に向け、他の施策も同時並行で進めるべき。
- 経済産業省が前向きな対応をしたことを高く評価すべき。
- 現時点では極めて合理的な対応。
- 一需要地一契約の原則については全面自由化の議論の後、あるいは並行して料金体系の合理化と合わせて将来再検討すべき。
- 次の課題として普通充電に関しても経済産業省で自主的に検討していただきたい。
- 電気事業分科会で検討するに当たっては、費用負担が本件とは無関係な一般家庭に及ばない工夫を求めたい。保安チェックも同様とする。
- 今回は特例的措置として認めることは望ましい。特例措置の料金体系については他の需要者の負担の公正感を損なわないよう検討して欲しい。
- 需要側の社会変化・技術変化に合わせ、規制の見直しを行うべき。今回のとりまとめは適切である。

WGの評価結果

改革の方向性：

規制・制度改革に関する分科会「中間とりまとめ」どおり。

電気自動車に係る急速充電器の設置に限り、「同一敷地内での複数の需給契約」を結べるよう、必要な見直しを行う。

留意点：

- ① 新たな契約に際して、追加的に発生する費用の負担の在り方については、今後検討していく必要がある。
- ② 安全性の確保に配慮した制度の構築が必要である。
- ③ 電気自動車の普及に関しては、急速充電器の設置に加えて、その他の政策のさらなる後押しが必要である。

とりまとめ内容

・本件については、「一需要地、一引込み、一需給契約」、この現行規定に関しては、①負担の公平性の確保、②社会的なコストの抑制、③円滑な実務、の観点から、引続き必要な原則である。そのことは大前提である。

・そのうえで、地球温暖化対応及び経済成長の観点から、電気自動車普及のインフラ整備として、多種多様な業態・場所への急速充電器の設置促進を図るために、環境整備を行わなければならない。

(参考2)

「規制仕分け」における規制・制度改革事項

(「規制仕分け」の対象とされた項目のうち、
「I 各WG及びアジア経済戦略、金融等分野における規制・制度改革事項」
に記載されていない項目)

規制・制度改革事項	訪問看護ステーションの開業要件の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで 24 時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し（1人又は2人）について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたとおりであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。＜平成 23 年度検討・結論＞
所管省庁	厚生労働省

規制・制度改革事項	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。 ＜平成 23 年度検討・結論、平成 23 年度以降順次措置＞
所管省庁	厚生労働省

規制・制度改革事項	マンション投資への悪質な勧誘に対する規制強化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得る。 <省令・通達で対応可能な措置は平成 23 年度前半に検討・結論・措置。法的措置については平成 23 年度中に検討・結論>
所管省庁	国土交通省、消費者庁

規制・制度改革事項	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りに対する規制強化
規制・制度改革の概要	<ol style="list-style-type: none"> ① 貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。 <平成 23 年度中できる限り早期に措置> ② その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。 <平成 23 年度中に検討・結論>
所管省庁	消費者庁、経済産業省、警察庁

(参考3)

「包括的経済連携に関する基本方針」に関連する規制・制度改革

平成22年11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定された。

同方針において、「3 経済連携交渉と国内対策の一体的実施」として、「主要国・地域との間での高いレベルの経済連携強化に向けて「国を開く」という観点から、農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において、適切な国内改革を先行的に推進する。」とされ、規制・制度改革分野については、「国を開き、海外の優れた経営資源を取り込むことにより国内の成長力を高めていくと同時に、経済連携の積極的展開を可能にするとの視点に立ち、非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で平成23年3月までに具体的方針を決定する。」とされた。

これを受けて、当分科会において、以下の3項目を規制・制度改革項目として取り上げて調査審議を行い、平成23年4月8日、「規制・制度改革に係る方針」として閣議決定した。

- 「酒類の卸売業免許の要件緩和」
 （「規制・制度改革に係る方針」農林・地域活性化分野⑥）
- 「自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和」
 （「規制・制度改革に係る方針」住宅・土地分野⑧）
- 「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」
 （「規制・制度改革に係る方針」その他分野①）

また、既に平成22年6月18日及び同年9月10日に規制・制度改革の方針が閣議決定されていた

○「ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消」
については、所管の厚生労働省による実施状況をフォローアップしてきた。

閣議決定の内容及び厚生労働省による平成22年度末現在における実施状況の回答は以下のとおりである。

「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

（ライフイノベーション分野③）

規制・制度改革の概要	規制・制度改革の実施状況 （厚生労働省からの回答） （平成 23 年 3 月 31 日現在）
<p>・ 未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・治験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」（平成 22 年 3 月）が示されているが、開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、薬事法の適用範囲を明確にする Q&A を作成し、周知する。 ＜平成 22 年度中措置＞</p>	<p>開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究等について、薬事法の適用範囲を明確化する「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について」に関する質疑応答集(Q&A)について」を策定し、平成 23 年 3 月 31 日付けで薬食監麻発 0331 第 7 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知を发出し、関係者に周知した。【実施済み】</p>
<p>・ (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成 22 年 4 月 27 日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。＜平成 22 年度中に結論＞</p>	<p>治験相談については、審査人員の増員によりその体制の整備のさらなる充実を図っているところ。</p> <p>また、従来、品目数を限定して試行的に実施していた事前評価相談制度について、平成 23 年度より、対応できる範囲内で品目数を限定することなく本格的実施をすることとした。</p> <p>さらに、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を創設することについて、元気な日本復活特別枠として、平成 23 年度予算において 9,900 万円を計上した。 【実施済み】</p>

<ul style="list-style-type: none"> 薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。 <平成 22 年度中に結論> <p>※「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において一部前倒し</p>	<p>優れたシーズを実用化につなげることができるよう、ベンチャー・アカデミア等を対象とした医薬品開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談の創設について、元気な日本復活特別枠として、平成 23 年度予算において 9,900 万円を計上した。【実施済み】</p>
<ul style="list-style-type: none"> 他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッションネートユース(人道的使用)の制度化について検討に着手する。 <平成 22 年度検討開始> 	<p>コンパッションネート・ユースについては、対象とする疾患の範囲や患者、医療関係者、製薬企業及び国の責任のあり方等、制度化に向けた課題の検討・整理に着手した。【実施済み】</p>

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成 22 年 9 月 10 日閣議決定)

(別表 1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項 18)

<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>規制・制度改革の実施状況 (厚生労働省からの回答) (平成 23 年 3 月 31 日現在)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 薬事の承認審査に係る手続きの見直しについて検討し結論を得た上で、平成 22 年度中に薬事・食品衛生審議会の規程の必要な改正を行う。 <平成 22 年度中検討・結論・措置> 	<p>薬事・食品衛生審議会の分科会と部会の手続きのあり方については、薬事分科会における確認事項の改正を平成 23 年 3 月 25 日に行い、部会審議の充実等を図った上で、承認に関する分科会・部会の審議の対象範囲の見直しを行ったところ。【実施済み】</p>

(参考 4)

「日本国内投資促進プログラム」に関連する規制・制度改革

平成 22 年 11 月 29 日、国内投資促進円卓会議において、「日本国内投資促進プログラム」が策定された。

同プログラムにおいて、「IV. 2. 政府が重点的に取り組むべき課題」として、「投資や事業活動の障壁となる規制・制度の見直し」が掲げられ、その重点施策として「企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担を軽減するため、「企業立地促進総合プラン」を推進する。」とされた。

同プランにおいては、「4. 立地関連規制の「成長促進型」(プロ・グロース)見直し」として、「企業の立地や投資の障壁となっている規制について、「成長促進型」(プロ・グロース)政策を推進するとの視点から見直しを行い、行政刷新会議の下で平成 23 年 3 月までに具体的方針を決定する。」とされ、以下のとおり、「民間から提起された 8 項目」が掲げられた。

- ①太陽光パネル設置に関する建築基準法の取扱いの見直し
- ②工場立地法の緑地規制の見直し
- ③土壌汚染対策法の自然原因汚染の取扱いの見直し
- ④コンビナートの協業体制構築に向けた規制見直し
(消防法の配管配置規制の見直し等)
- ⑤既存不適格建築物に関する建築基準法の取扱いの見直し
- ⑥大気汚染防止法の届出審査の迅速化
- ⑦水質汚濁防止法の届出審査の迅速化
- ⑧建築基準法の建築確認審査の迅速化

これを受けて、当分科会において、以下の 4 項目を規制・制度改革項目として取り上げて調査審議を行い、(1)ないし(3)については、平成 23 年 4 月 8 日、「規制・制度改革に係る方針」として閣議決定し、(4)については、規制・制度改革の方針について所管府省と合意するに至った。

- (1)「大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要となる手続の迅速化」(「規制・制度改革に係る方針」農林・地域活性化分野⑮)
- (2)「工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方」
(「規制・制度改革に係る方針」農林・地域活性化分野⑯)

- (3) 「地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し」(「規制・制度改革に係る方針」農林・地域活性化分野⑰)
- (4) 「自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し」(本報告書グリーンイノベーションWG④)

さらに、「民間から提起された8項目」のうち、

- ①太陽光パネル設置に関する建築基準法の取扱いの見直し
- ⑤既存不適格建築物に関する建築基準法の取扱いの見直し
- ⑧建築基準法の建築確認審査の迅速化

については、既に平成22年6月18日及び同年9月10日に規制・制度改革の方針が閣議決定されており、所管府省による実施状況をフォローアップしてきた。

閣議決定の内容及び所管府省による平成22年度末現在における実施状況の回答は以下のとおりである。

【①太陽光パネル設置に関する建築基準法の取扱いの見直し】

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)
 (別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項
 9「住宅・ビル等における省エネ設備・新エネ設備の導入促進」)

規制・制度改革の概要	規制・制度改革の実施状況 (国土交通省からの回答) (平成23年3月31日現在)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、省エネ設備(ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に周知する。 <p><平成22年度中検討・結論・措置></p>	<p>(容積率緩和)平成23年3月25日に技術的助言(建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(国住指第188号平成23年3月25日))を発売し、特定行政庁による容積率緩和の許可対象となる新エネ、省エネ設備の明確化等を行い、特定行政庁等に対して周知したところ。</p> <p>(高さ算定の取扱い)平成23年3月25日に技術的助言(太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて(平成23年3月25日国住指第4936号))</p>

	を発出し、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱いについて明確化し特定行政庁等に対して周知したところ。 【実施済み】
--	--

【⑤既存不適格建築物に関する建築基準法の取扱いの見直し】

「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

（グリーンイノベーション分野（住宅・土地）②「既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し」）

規制・制度改革の概要	規制・制度改革の実施状況 （国土交通省からの回答） （平成 23 年 3 月 31 日現在）
<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。 ＜平成 22 年度検討・結論＞ 	<p>増築等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、平成 23 年 3 月 25 日に建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 46 号）を閣議決定（3 月 30 日公布）したところ。なお、当該政令は関連の告示とあわせて平成 23 年 5 月 1 日に施行することとしている。【実施済み】</p>

【⑧建築基準法の建築確認審査の迅速化】

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)
 (別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項2「建築確認申請・申請手続の迅速化」)

規制・制度改革の概要	規制・制度改革の実施状況 (国土交通省からの回答) (平成23年3月31日現在)
<ul style="list-style-type: none"> 建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。 <平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置> 	<p>平成23年3月25日に建築確認・審査手続等々の合理化を内容とする建築確認手続等々の運用改善(第二弾)をとりまとめて公表するとともに、当該内容について技術的助言(建築確認手続の円滑化等に向けた取組の方針について(平成23年3月25日国住指第4930号))を発出し、特定行政庁等に対して周知したところ。なお、関連の省令改正に関しては平成23年5月1日に施行することとしている。【実施済み】</p>

(参考5)

規制・制度改革に関する分科会 構成員

(平成23年3月31日時点)

分科会長	平野 達男	内閣府副大臣（規制改革担当）
分科会長代理	園田 康博	内閣府大臣政務官（規制改革担当）
分科会長代理	岡 素之	住友商事株式会社代表取締役会長
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	大上 二三雄	エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社 代表取締役
	大室 康一	三井不動産株式会社代表取締役副社長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	黒岩 祐治	ジャーナリスト・国際医療福祉大学大学院教授
	中条 潮	慶應義塾大学商学部教授
	土屋 了介	財団法人癌研究会顧問
	新浪 剛史	株式会社ローソン代表取締役社長CEO
	星野 佳路	株式会社星野リゾート代表取締役社長
	若田部 昌澄	早稲田大学政治経済学術院教授
	渡邊 佳英	日本商工会議所特別顧問 東京商工会議所副会頭 大崎電気工業株式会社会長

グリーンイノベーションWG 構成員

(平成 23 年 3 月 31 日時点)

主査	園田康博	内閣府大臣政務官
主査	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	石川和男	霞が関政策研究所代表
	伊東千秋	富士通株式会社特命顧問
	伊藤敏憲	UBS証券シニアアナリストマネージングディレクター
	大上二三雄	エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社 代表取締役
	小川芳樹	東洋大学経済学部長 総合政策学科教授
	佐藤泉	弁護士
	澤昭裕	21世紀政策研究所研究主幹
	杉山涼子	富士常葉大学社会環境学部教授
	角南篤	政策研究大学院大学准教授
	福島秀男	太平洋セメント株式会社取締役専務執行役員
	松村敏弘	東京大学社会科学研究所教授

ライフイノベーションWG 構成員

(平成 23 年 3 月 31 日時点)

主査	園田 康博	内閣府大臣政務官
主査	土屋 了介	財団法人癌研究会顧問
	阿曾沼 元博	順天堂大学客員教授 医療法人社団滉志会副理事長
	大西 昭郎	日本メドトロニック株式会社取締役副社長
	岡野 光夫	東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	川 淵 孝一	東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授
	神野 正博	社会医療法人財団董仙会理事長
	久住 英二	ナビタスクリニック立川院長
	黒岩 祐治	ジャーナリスト・国際医療福祉大学大学院教授
	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
	中村 寿美子	株式会社ニューライフフロンティア取締役 介護情報館／有料老人ホーム・シニア住宅情報館館長
	馬袋 秀男	株式会社ジャパンケアサービスグループ代表取締役社長 兼COO 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会理事長
	藤井 賢一郎	日本社会事業大学専門職大学院准教授
	真野 俊樹	多摩大学統合リスクマネジメント研究所 医療リスクマネジメントセンター教授
	三谷 宏幸	ノバルティスファーマ株式会社代表取締役社長
	山西 弘一	独立行政法人医薬基盤研究所理事長

農林・地域活性化WG 構成員

(平成 23 年 3 月 31 日時点)

主査	園田康博	内閣府大臣政務官
主査	吉田誠	三菱商事株式会社生活産業グループ次世代事業開発 ユニット農業・地域対応チームシニアアドバイザー
	青山浩子	農業ジャーナリスト
	石森秀三	北海道大学観光学高等研究センター長 北海道大学大学院教授
	大社充	特定非営利活動法人グローバルキャンパス理事長
	小松正之	政策研究大学院大学教授
	斉之平伸一	三州製菓株式会社代表取締役社長
	澤浦彰治	株式会社野菜くらぶ代表取締役社長 グリーンリーフ株式会社代表取締役社長
	白倉政司	山梨県北杜市長
	野高貴雄	茨城県稲敷郡河内町長 茨城県町村会長 いばらき農業改革支援会議委員 株式会社ふるさとかわち代表取締役社長
	速水亨	速水林業代表
	星野佳路	株式会社星野リゾート代表取締役社長
	穂積亮次	愛知県新城市長
	本間正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	渡邊佳英	日本商工会議所特別顧問 東京商工会議所副会頭 大崎電気工業株式会社会長